

2021年7月30日

各位

信用保証協会の「電子保証書交付サービス」の導入について

株式会社十六銀行（会長兼頭取 村瀬 幸雄、以下「当行」といいます。）は、岐阜県信用保証協会（理事長 石原 佳洋）、岐阜市信用保証協会（会長 田中 英樹）、愛知県信用保証協会（理事長 石原 君雄）および名古屋市信用保証協会（会長 宮村 喜明）と連携し、岐阜県および愛知県に本店を置く金融機関としては初めて、信用保証協会の「電子保証書交付サービス」を導入いたしますので、下記のとおりお知らせします。

当行は今後も、地域金融機関として関係機関と連携しながら、お客さまの幅広いニーズにお応えすることで、利便性の向上や地域経済の発展に寄与するよう努めてまいります。

記

1. 導入日

2021年8月2日（月）

2. 「電子保証書交付サービス」の概要

| | |
|-----------|---|
| 概要 | 「紙」の信用保証書に代わり、電子データ化された信用保証書が「電子保証書」として専用の配信サーバにて当行に交付されます。 |
| 対象となる保証制度 | 社債保証を除くすべての保証制度 |
| 期待される効果 | ■ 迅速な融資実行 信用保証書の郵送にかかるリードタイム（信用保証書が当行に到着するまでの時間）が短縮され、迅速な融資実行につながります。 ■ 高度なセキュリティによるリスク低減 高いセキュリティが確保された電子データにより、情報漏洩や書類の紛失リスクが低減できます。 |

以上

【本件ご照会先：経営企画部 広報・IR室 TEL 058-266-2511】